

令和7年度 播磨町保育施設利用の申請案内



このしおりには、認可保育施設の利用申請に関する手続や必要な書類などについて重要なことを記載しています。よくお読みのうえ、お申込みください。

※表紙裏面に令和7年度から大きく変更になる点を記載しております。

【令和7年度からの大きな変更点】

- ① 播磨保育園の施設類型が保育所から保育所型認定こども園に移行します（10月1日時点では、認定申請中です。正式に認定されるまでの期間、本資料において「播磨保育園」とあるのは「播磨保育園（認定申請中）」と読み替えてください。).

施設類型が保育所から保育所型認定こども園に移行することにより、教育部の設定や保育標準時間の変更等がございます。

- ② 就労証明書の様式が変わります。

令和7年度から新規入園に必要な就労証明書の様式が変わります。

令和6年度までの就労証明書の様式は使用できませんのでご注意ください。

- ③ 育児休業給付金の申請手続きが変わります。

育児休業給付金の厳格化に伴い、申請時に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写しが必要になります。保育所等の利用申し込みを行う前に各自コピーをしていただき、保管いただくようお願いします。

詳しくは申請案内の最後のページに掲載しておりますので、ご確認ください。

①保育施設について

保育施設とは、保護者が働いたり、病気などのために家庭で保育できないお子さまを、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。（幼保連携型認定こども園は、学校としての性質も含まれます。）

②教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する際に、利用のための認定を受けていただく必要があります。申請に基づき、1号認定から3号認定まで3つの区分により認定を行い、教育・保育給付認定証を発行します。

※教育・保育給付認定申請の結果について、4月からの入所に併せて申請した場合は認定事務及び利用調整事務が集中し審査に時間を要することから、3月までに通知します。

1号認定 … 保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子ども

2号認定 … 保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども

3号認定 … 保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども

※保育所・認定こども園（保育部分）の利用を希望される方は、町に申請する必要があります。

※幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用を希望される方は、施設に直接申請する必要があります。

③保育施設の利用申請ができる方

保護者のいずれもが次のいずれかの事由により、家庭においてお子さまの保育が困難な場合に、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業等の利用申請ができます。

1. 保護者が就労している。（1ヶ月あたり64時間以上の就労）
2. 母親が妊娠中あるいは出産前後である。
3. 保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがある。
4. 保護者が同居している親族の常時介護・看護をしている。
5. 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
6. 保護者が求職活動中である。
7. 保護者が就学している。
8. その他、上記に類する状況でお子さまの保育ができない場合。

※以上の事由のほか、社会的養護の観点から保育所等に入所する場合があります。

※事由を満たす場合でも、園の定員に余裕がない場合など、入園できないことがあります。

④受付スケジュール

入所希望日	4月1日入所	5月1日以降入所
受付期間	一次判定：令和6年10月15日（火） ～令和6年11月29日（金） 二次判定：令和6年12月16日（月） ～令和7年2月14日（金） 随時判定：令和7年2月17日（月） ～令和7年3月10日（月） ※随時判定は、二次判定以降に空きがあるクラスのみの新規申請（転園希望含む）および予約申請を受け付けます。	入所希望月の前月10日まで （10日が土・日・祝日の場合は翌開庁日まで）
受付場所	播磨町こども課幼児保育係（⑥番窓口）	
入所判定結果の通知	一次判定：令和7年2月上旬頃 二次判定：令和7年3月上旬頃 随時判定：令和7年3月中旬頃 ※いずれも文書で通知します。	入所希望月の前月15日以降に文書で通知 （15日が土・日・祝日の場合は翌業務日以降）
保育料の通知	令和7年4月中旬	入所判定結果の通知に同封

※ 播磨町以外の保育施設を希望される場合も、播磨町こども課幼児保育係に利用申請をする必要があります。

なお、町外保育施設の利用を希望される場合、各市町村によって申込の締切日や結果通知の時期、入所要件、必要書類が異なりますので、事前に保育施設所在市区町村に必要な書類等を確認してください。

⑤入所申込時に必要な書類（※全員必要な書類）

- (1) 「教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書」… 児童1人につき1通
- (2) 保育所等の利用に関する確認事項（同意書）… 児童1人につき1通
- (3) 「就労証明書」など…（1人親世帯を除き、父母のどちらについても必要です）
- (4) 施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定申請における個人番号提供書

保育を必要とする事由（父母それぞれ）	① 就労	事業所等に雇用されている場合 （会社員・公務員・パート・派遣社員等）	⇒	就労証明書 ※育児休業から復帰する場合 育児休業期間の記載のある就労証明書
		自営業の方 （自営手伝いを含む）	⇒	就労証明書、開業届の写し（又は最新の確定申告書（青色申告または白色申告B型）の写し等）
		内職の方	⇒	就労証明書、雇用契約書、就業規則・開業届等
	② 妊娠・出産 （出産予定日から8週間後の月末まで）		⇒	母子健康手帳の①保護者名、②交付日、③分娩（出産）予定日、④受診実績の記載されているページのコピー
	③ 保護者の 疾病・障がい	疾病の方	⇒	利用・継続に関する申立書、診断書または医師の意見書 （就労や育児の困難な状況について証明）
		障がいの方	⇒	利用・継続に関する申立書、身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳等のコピー
	④ 同居している親族の介護・看護		⇒	介護・看護状況申告書、タイムスケジュール、 （介護の場合）障害者手帳や介護保険被保険者証のコピー （施設通所付添の場合）在学・通所証明等利用状況が確認できるもの
	⑤ 災害復旧		⇒	利用・継続に関する申立書、り災証明書
	⑥ 求職活動	就労内定の方	⇒	上記「①就労」欄の書類
		求職活動中の方	⇒	誓約書兼求職活動報告書 ※月64時間に満たない就労実績がある場合は、 加えて上記「①就労」欄の書類
⑦ 就学		⇒	在学証明書、受講カリキュラムを確認できる書類、タイムスケジュール	
その他上記に類するなど特段の保育が必要な事情について必要な書類は窓口でご案内します。				

※ 提出後、証明書の内容等に変更が生じた場合は、必ずこども課幼児保育係まで新しい証明書を提出してください。

※状況に応じて必要な書類（該当する方のみ）

以下に該当する方は、以下の添付書類を添えて申請してください。（提出書類は返却できません。）

	書類の必要な方	必要書類
1	令和5年1月～令和5年12月の間に国外に住んでいた方※注1	令和5年中の海外での所得がわかる書類（勤務先に発行を依頼）※注2
2	町民税が未申告の方 （配偶者の扶養に入っている方（配偶者控除の対象者）は除きます）	受付印のある 令和6年度 町民税・県民税申告書（控）（コピー可）（令和6年1月1日時点の住所地の市町村で申告してください。） ※注2
3	ひとり親家庭に該当する方 （事実婚の方は除きます。）	次のいずれかの書類のコピー ・児童扶養手当証書 ・母子家庭等医療費受給者証 ・戸籍謄本（ひとり親家庭であることが確認できるもの）
4	申請児童が、保育施設等の一時預かり（利用希望日の属する年度の4月1日時点で満3歳以上の児童を除く。）又は認可外保育施設を月64時間以上現に利用している。（保護者が産後休業又は育児休業からの復職を予定している場合を除く。）	利用（通園）証明書
5	保護者又は同一世帯に属する方が、以下のいずれかを持っている。 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・児童通所サービス受給者証 ・障害基礎年金証書 ・特別児童扶養手当証書	手帳、証書及び受給者証等のコピー （氏名、級及び番号等が確認できるもの）

※該当する方で書類の提出がない場合は保育の必要性の認定ができない場合があります。

※上記以外の場合であっても状況に応じて必要と認める書類の提出を求めることがあります。

注1 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに得た国内外での合計収入額に基づき、町民税相当額を算出し利用者負担額の階層を決定します。（日本語訳を添付してください。）

注2 父母両方の分を提出してください。なお、祖父母等がお子さまを扶養していると認められた場合、祖父母等の方についても書類を提出いただくことがあります。

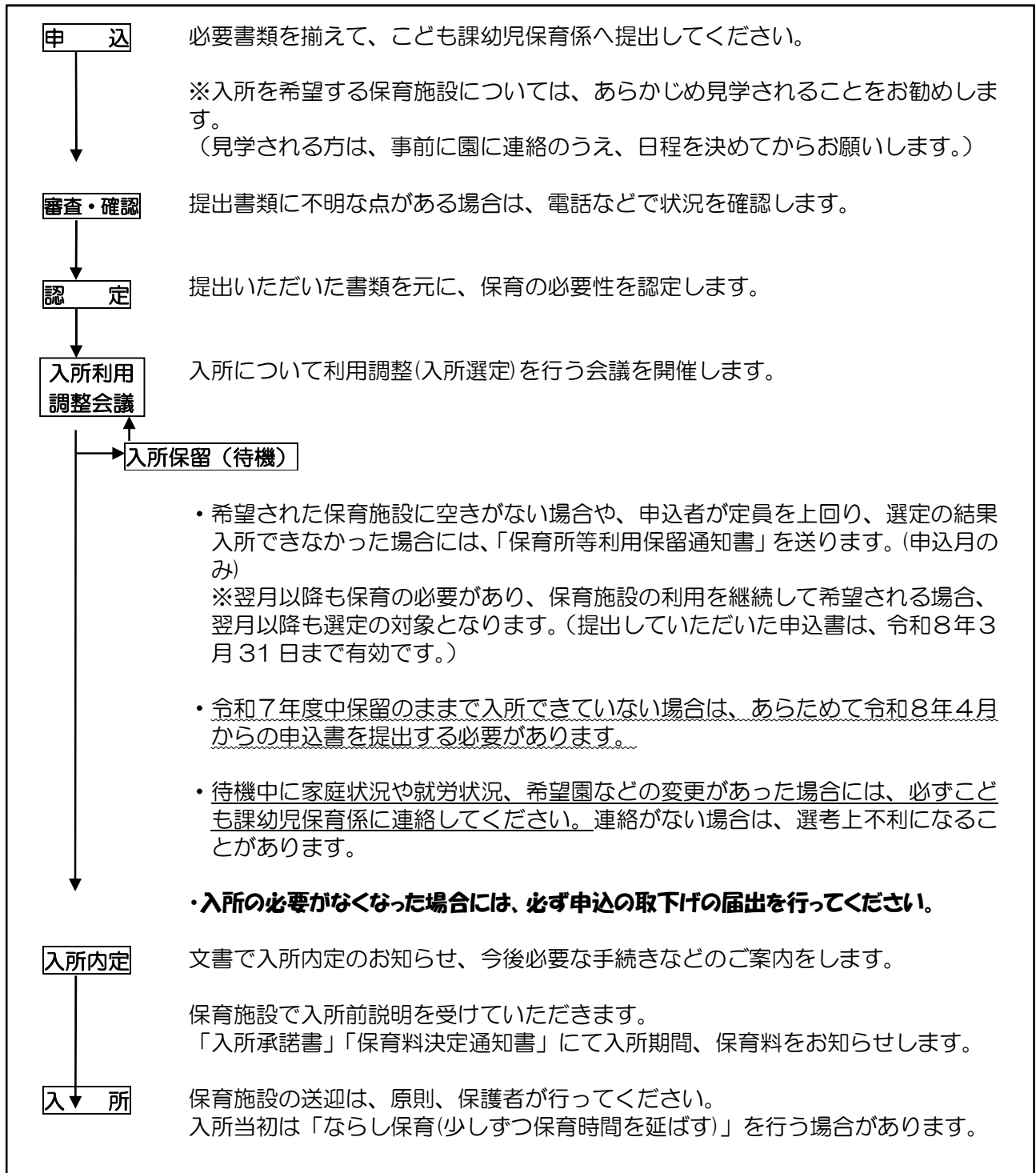
⑥利用調整（入所選定）

播磨町の保育の実施基準、保育施設の入所体制などに基づき、利用調整（入所選定）を行い、入所者を決定します。

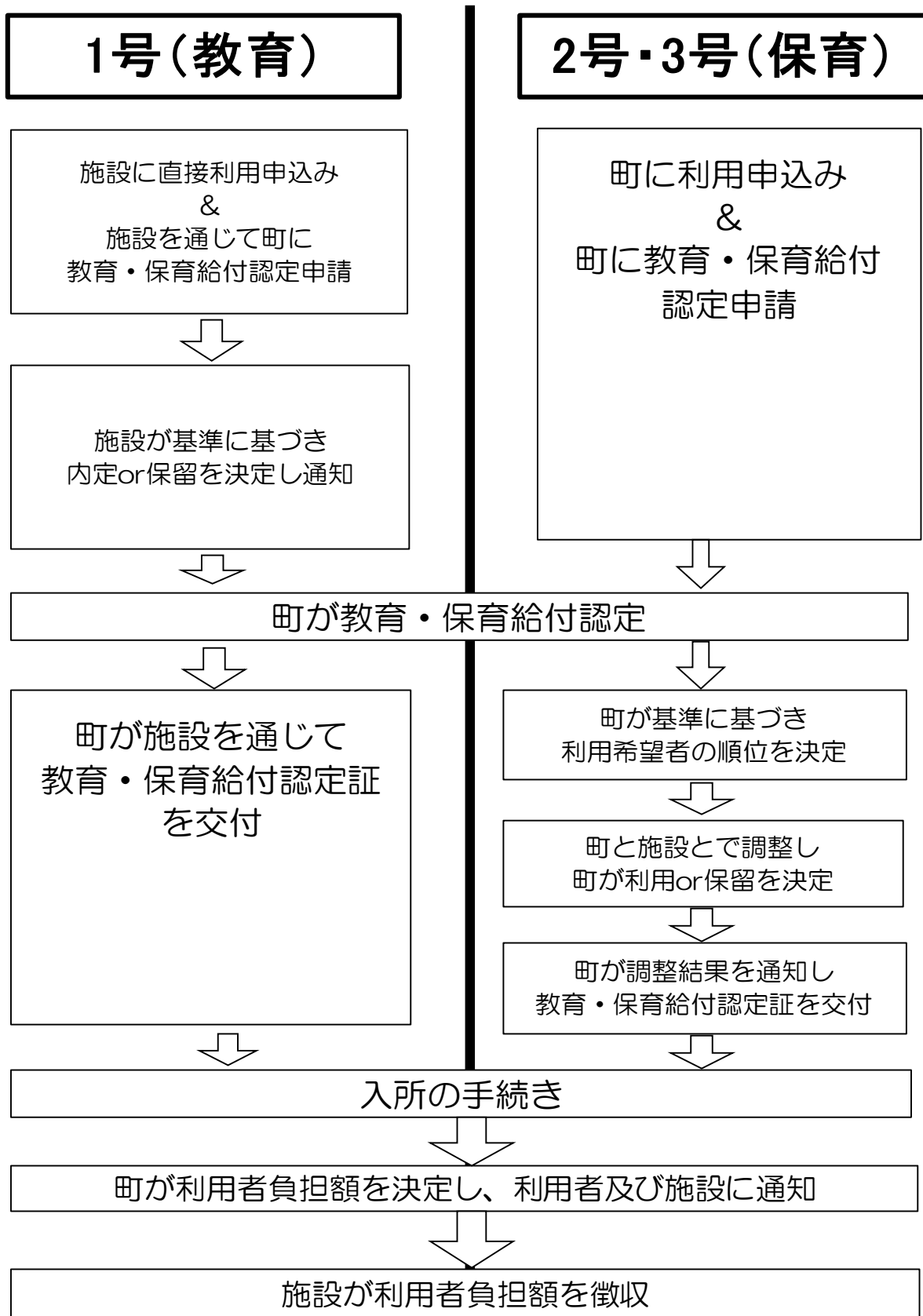
利用調整の結果については、4月1日付入所の可否は、一次判定結果は2月上旬頃、二次判定結果は3月上旬頃、随時判定結果は3月中旬頃に文書にてお知らせします。

年度途中の随時受付分については、入所希望月の前月15日以降に文書にてお知らせいたします。

⑦入所までの流れ



認定こども園（1号：教育部分）の申請を伴う場合は、申請方法が異なりますので、下のフローチャートをご参照ください。特に、認定こども園の（1号：教育部分）と（2号：保育部分）を併願される場合は、町・認定こども園ともに申請が必要になりますので、お気をつけください。



⑧保育料（利用者負担額）

保育料は、児童と同一世帯に属して生計を一にする父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の町民税額(所得割額)に応じて決定します。

※寄附金控除、配当控除、外国税額控除及び住宅ローン控除等を受けている方は控除前の額に応じて決定します。

★4月～8月分は、令和6年度の町民税額

★9月～3月分は、令和7年度の町民税額

で決定します。

※ 令和6年の町民税額で算定する保育料については、定額減税後の額で算定します。

※ 年度途中で保育料が変更する可能性があります。

※ 保育料算定年度の4月1日時点で3歳児以上の児童にかかる保育料は0円です（幼稚園または認定こども園教育部を利用する児童は満3歳から0円）。

※ 祖父母等と同居する世帯（住民基本台帳上、別世帯となっても、同一住所地であれば同一世帯とみなします。）について、父母が町民税非課税かつ収入が一定基準額以下の場合、他の扶養義務者（祖父母等）を家計の主宰者とみなし、保育料を算定します。

※ 播磨町では保育施設の入退所管理を月単位で行っているため、特別な場合を除いて月途中の入退所は原則行っておりません。したがって、保育料も月額で納付となります。

※ 納付方法は、原則、口座振替となりますので、入所決定後速やかに手続きをしてください。

※ 令和7年度の保育料は令和7年4月1日の満年齢で決定します。誕生日を迎えても保育料は変わりません。（制度改正に伴い変更となる可能性があります。）

〔参考〕

播磨町保育所等利用者負担額基準額表（3号認定、保育標準時間）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定 義	3歳未満児	
1	被保護世帯及び里親	0円	
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（当該所得割賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有しない者を除く。）	0円	
3	第1階層を除く均等割課税世帯（所得割非課税世帯）	14,000円	
4	第1階層を除く所得割課税世帯であってその課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,300円
5		48,600円以上 72,000円未満	21,000円
6		72,000円以上 97,000円未満	28,500円
7		97,000円以上 133,000円未満	36,300円
8		133,000円以上 169,000円未満	44,000円
9		169,000円以上 301,000円未満	52,500円
10		301,000円以上 397,000円未満	59,200円
11		397,000円以上	63,000円

注1 利用者負担額は、当該年度分の住民税（市町村民税）の額により算定します。

ただし、4月分から8月分の利用者負担額は、前年度分の住民税により算定します。

2 住民税所得割の額が57,700円未満の世帯、又は母子等の世帯又は障がい児（者）等を有する世帯で住民税所得割の額が77,101円未満の世帯で、保育所等を利用している子どもより年長者の子どもがいる場合、多子世帯減免が適用されます。（詳しくは、多子世帯保育料減免のフローチャートをご確認ください。）

3 利用者負担額算定年度の4月1日時点で3歳児以上の児童にかかる利用者負担額は0円となります。（1号認定子どもは満3歳から0円）

〔参考〕

播磨町保育所等利用者負担額基準額表（3号認定、保育短時間）

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定義	3歳未満児	
1	被保護世帯及び里親	0円	
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（当該所得割賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有しない者を除く。）	0円	
3	第1階層を除く均等割課税世帯（所得割非課税世帯）	13,700円	
4	第1階層を除く所得割課税世帯であってその課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,000円
5		48,600円以上 72,000円未満	20,600円
6		72,000円以上 97,000円未満	28,000円
7		97,000円以上 133,000円未満	35,600円
8		133,000円以上 169,000円未満	43,200円
9		169,000円以上 301,000円未満	51,600円
10		301,000円以上 397,000円未満	58,100円
11		397,000円以上	61,900円

保育標準時間と保育短時間について

保育の必要量に応じて「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に分けて保育の認定を行い、それに応じた保育料を設定しています。保育施設を利用する際に交付する教育・保育給付認定証に保育の必要量を記載しておりますので、該当する保育料をお支払ください。

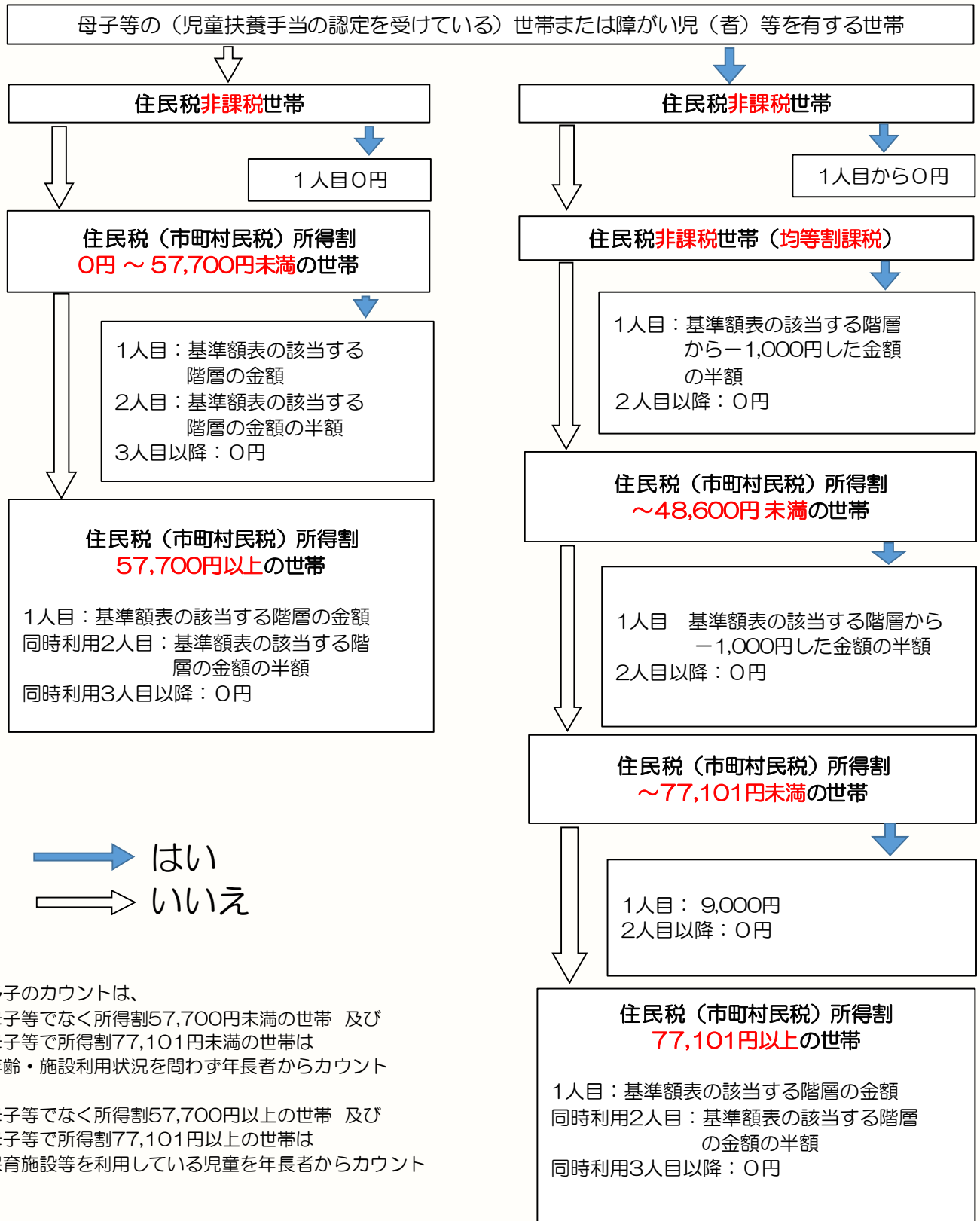
また、「保育標準時間」は最長11時間まで、「保育短時間」は最長8時間までの利用となります。延長保育を利用される場合は別途延長料金が必要となります。「保育標準時間」、「保育短時間」の時間設定や延長料金は施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

※月あたりの就労時間が120時間以上の場合は「保育標準時間」、64時間以上120時間未満の場合は「保育短時間」と認定されます。但し、就労時間が120時間未満でも、保育短時間内の送迎が困難等の

理由で「保育標準時間」認定になる場合もありますので、播磨町こども課幼児保育係までご相談ください。

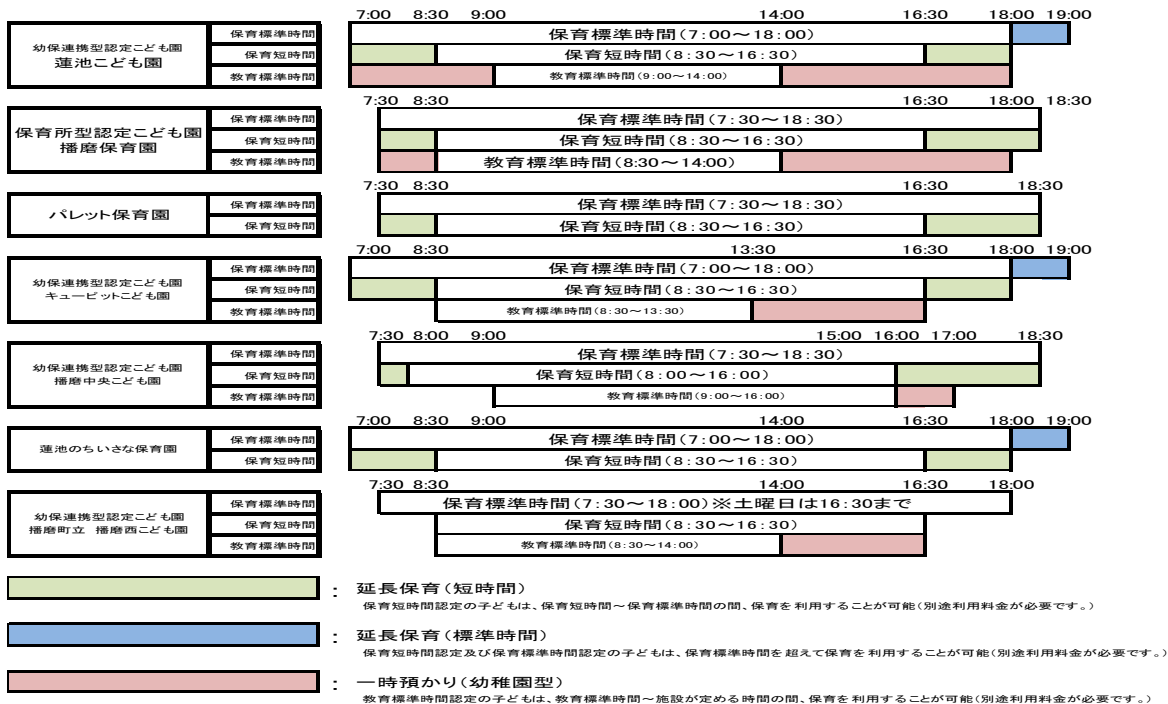
〈3号認定（3歳未満児）用〉

多子世帯保育料減免のフローチャート



多子のカウントは、
母子等でなく所得割57,700円未満の世帯 及び
母子等で所得割77,101円未満の世帯は
年齢・施設利用状況を問わず年長者からカウント

母子等でなく所得割57,700円以上の世帯 及び
母子等で所得割77,101円以上の世帯は
保育施設等を利用している児童を年長者からカウント



⑨延長保育について ※保育部分利用者のみ対象

認定された保育の必要量(保育標準時間又は保育短時間)を超えて保育施設を利用する場合は、延長保育料が必要となります。利用される場合は、直接保育施設へお申込ください。

(令和7年度予定)

保育施設名	延長保育(通常)	費用
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000円/1ヶ月
幼保連携型認定こども園 キュービットこども園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000円/1ヶ月
蓮池のちいさな保育園	午後6時00分～午後7時00分まで	3,000円/1ヶ月

保育施設名	延長保育(短時間)	費用
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	100円/30分
保育所型認定こども園 播磨保育園	午前7時30分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時30分まで	100円/30分
幼保連携型認定こども園 キュービットこども園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	300円/1日
幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	午前7時30分～午前8時00分まで 午後4時00分～午後6時30分まで	100円/1時間
パレット保育園	午前7時30分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時30分まで	100円/30分
蓮池のちいさな保育園	午前7時00分～午前8時30分まで 午後4時30分～午後6時00分まで	100円/30分

⑩一時預かり保育（幼稚園型）について ※教育部分利用者のみ対象

やむを得ない事情があり、教育標準時間を超えて施設を利用する必要がある場合に利用できます。別途利用料が必要となります。利用される場合は、直接施設へお申込ください。

（令和7年度予定）

保育施設名	一時預かり（幼稚園型）	費用
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	午前7時00分～午前9時00分まで 午後2時00分～午後6時00分まで	450円／1日
保育所型認定こども園 播磨保育園	午前7時30分～午前8時30分まで 午後2時00分～午後6時00分まで	450円／1日
幼保連携型認定こども園 キューピットこども園	午後1時30分～午後4時30分まで	100円／1時間
幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	午後4時00分～午後5時00分まで	100円／1時間
幼保連携型認定こども園 播磨町立 播磨西こども園	午後2時00分～午後4時30分まで → 【長期休業中】午前8時30分～午後4時30分まで→	300円／1日 1,300円／1日

⑪ならし保育について

入所当初はおよそ1～2週間程度、園での環境に慣れるため、保育時間が短くなる場合があります。期間は、お子さまの状況や施設によって異なります。

⑫障がいのあるお子さまの申込について

「③ 保育施設の利用申請ができる方」のうち、障がいのあるお子さまの申込みについては、受け入れ態勢を考慮する上で、専門医もしくは専門機関の意見書等が必要な場合があります。希望施設への事前の見学・相談も必要となりますので必ず申込み時にお申し出ください。（症状や程度によっては、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合もありますので、あらかじめご了承ください。）

保育はそれぞれのお子さまの発達状況に応じて行いますが、あくまでも集団での保育となりますので、保育士が1対1でお子さまを保育するものではありません。また、障がいに対する専門的な訓練や療育は行いませんのでご了承ください。

⑬注意事項

- (1) 保育施設の入所申込は、住民票のある市町村で行ってください。
- (2) 保育施設によって、制服や体操服などの購入が必要です。
- (3) 申込書の記載内容に変更があったときは、速やかにこども課幼児保育係まで連絡してください。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または期限までに必要書類の提出がない場合は入所を取り消すことがあります。
- (5) 保育料を滞納された場合は、児童手当を滞納金額に充当することや財産（給料、債権、不動産、その他）の差押を実施することがあります。
- (6) 育児休業中の保育施設利用について
現在入園中の児童の保育施設継続利用認定期間は、育児休業対象児童が満1歳に達する日以後の最初の年度末までです。
- (7) 求職活動事由での認定期間は、90日を経過する日が属する月の末日までです。引き続き、求職活動事由で保育施設入所をご希望の場合は、改めて申請が必要です。

⑭その他保育事業について

〔一時預かり保育（一般型）〕

保護者が、就労、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で保育できない時に、一時的に保育施設で預かることができます。

- (1) 実施日 月曜日から金曜日
- (2) 実施時間 午前8時から午後5時
- (3) 受入れ可能年齢 生後8ヶ月から小学校入学前まで
※利用希望者が多い場合や、集団保育が困難なお子さま等は、お預かりできない場合があります。
- (4) 実施施設 播磨保育園
- (5) 利用料 1時間あたり 3歳未満児…500円 3歳以上児…300円
※ 食事代・おやつ代は別途必要です。
※ 年齢は、利用月の初日の年齢区分となります。
- (6) 申し込み・問い合わせ 播磨保育園 電話番号 079(437)8165

〔病後児保育〕

病気の回復期にある児童を、病後児保育室で、看護師等の専門スタッフが保育します。
※事前の登録が必要です。

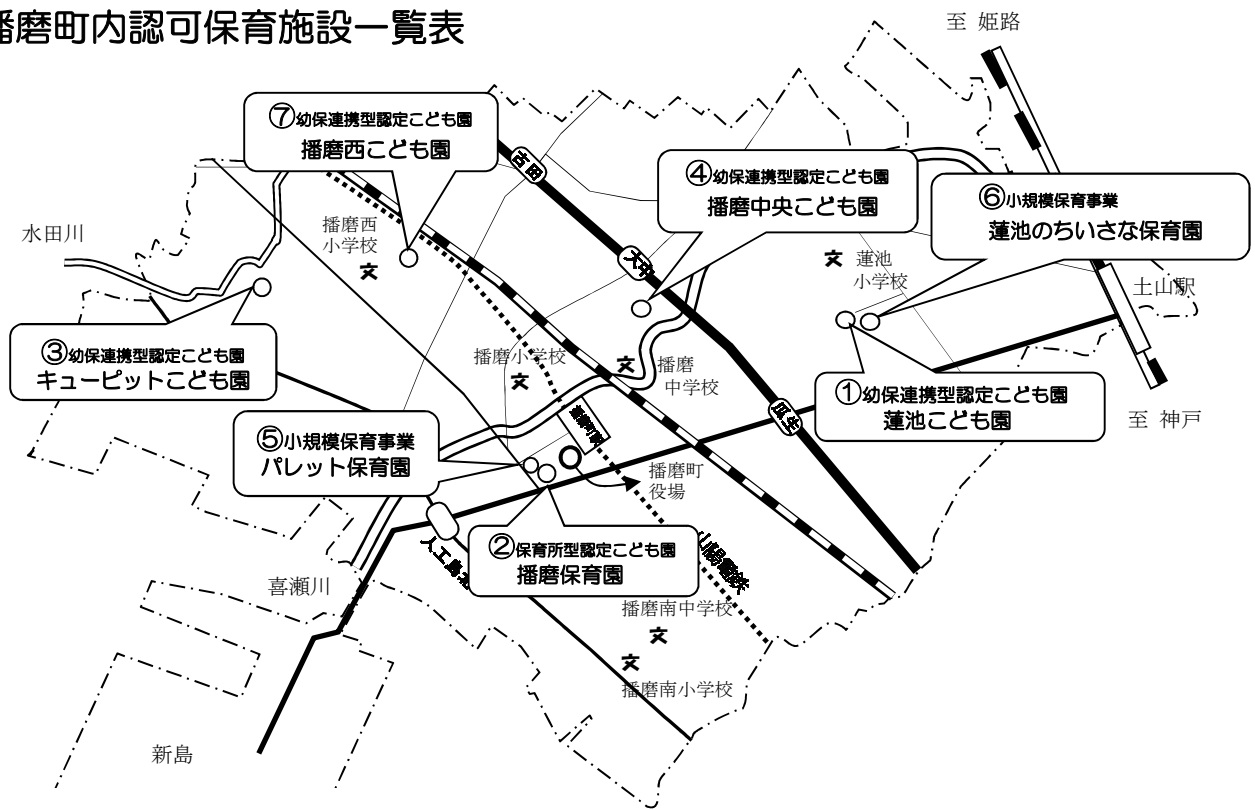
- (1) 対象者 次のいずれにも該当する児童
 - ①生後57日から小学校低学年程度の児童
 - ②病気の回復期で、集団保育が困難な児童
 - ③保護者が就労・病気・出産・冠婚葬祭等のため、家庭で保育が困難な児童
- (2) 実施日 月曜日から金曜日
- (3) 定員 2人
- (4) 実施時間 午前8時30分から午後6時
- (5) 実施施設 播磨中央こども園 電話番号 079(435)2455
- (6) 利用料金 ・播磨中央こども園に在籍していない児童 無料（食事代300円程度が必要）
・播磨中央こども園に在籍の児童 無料
- (7) 申し込み・問い合わせ
播磨中央こども園 電話番号 079(435)2455
播磨町役場 こども課 幼児保育係 電話番号 079(435)0365

〔育児相談〕

子育て協力委員（すくすくアドバイザー）による子育て相談を、保育施設にて行っております。

- ・蓮池こども園
- ・播磨保育園
- ・キューピットこども園
- ・播磨中央こども園

⑮播磨町内認可保育施設一覧表



		保育施設名	所在地（播磨町）	電話	保育定員	保育標準時間 （保育短時間）
					教育定員	教育標準時間
1	法	幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	西野添2丁目10番33号	078-942-6983	160	7:00~18:00 (8:30~16:30)
					15	9:00~14:00
2	法	保育所型認定こども園 播磨保育園	東本荘1丁目13番7号	079-437-8165	256	7:30~18:30 (8:30~16:30)
					15	8:30~14:00
3	法	幼保連携型認定こども園 キュービットこども園	北本荘6丁目9番11号	079-435-2532	140	7:00~18:00 (8:30~16:30)
					15	8:30~13:30
4	法	幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	南大中1丁目5番13号	079-435-2455	150	7:30~18:30 (8:00~16:00)
					15	9:00~16:00
5	法	小規模保育事業 パレット保育園	東本荘1丁目13番28号	079-451-7616	19	7:30~18:30 (8:30~16:30)
					—	—

6	法	小規模保育事業 蓮池のちいさな保育園	西野添2丁目10番35号	080-9943-8616	18	7:00~18:00 (8:30~16:30)
					—	—
7	町	幼保連携型認定こども園 播磨西こども園	北本荘4丁目5番25号	079-435-3265	20	7:30~18:00* (8:30~16:30)
					120	8:30~14:00

法…社会福祉法人

町…町立

※播磨西こども園（保育部分）の土曜日の保育時間は16時30分まで

① 社会福祉法人 和坂福社会
幼保連携型認定こども園

蓮池こども園

住所 加古郡播磨町西野添2丁目10番33号
電話番号 (078) 942-6983
ファックス (078) 942-8101
認可年 平成18年移管(令和3年こども園移行)
施設長 山脇 茂登子
定員 175名(教育15名 保育160名)



受入可能月齢 生後57日から
その他の保育サービスの状況 延長保育、世代間交流、障害児保育
職員構成 保育士25名 パート保育士8名 調理師2名
パート調理員4名、看護師1名 栄養士1名
事務員1名 パート用務員1名

【保育目標】

遊びの中から体と心を育てる保育

- ・健康な子ども
- ・心豊かな子ども
- ・思いやりある子ども

建物の構造 木造平屋建 平成12年建築

敷地面積 3643.6㎡

建物延面積 1118.83㎡

保育時間 [保育標準時間] 7:00~18:00 (延長保育:18:00~19:00)
[保育短時間] 8:30~16:30 (延長保育:7:00~8:30、16:30~18:00)
[教育標準時間] 9:00~14:00
希望される場合は、7:00~9:00、14:00~18:00 は一時預かり保育
〔幼稚園型〕 450円/1日

延長保育料 [保育標準時間] 18:00~19:00 500円/回 月の上限額3,000円
[保育短時間] 100円/30分

【一日の過ごし方】

【年間の行事予定】

7:00 順次登園(自由遊び)	保育標準時間	延長	(幼稚園型)	一時預かり	4月 入園式		
8:30 クラス別保育					保育短時間	教育標準	5月 交通安全教室、スポーツフェス
11:30 昼食 自由遊び(昼寝) おやつ							(幼稚園型)
15:00 順次降園 16:00 (異年齢児保育) 16:30		延長	利用不可	10月 いもほり			
18:00				11月 親と子の集い			
19:00 閉園	延長	12月 クリスマス会					
					1月 新春お楽しみ会		
					2月 節分ごっこ		
					3月 卒園式		

② 社会福祉法人 播磨福社会
保育所型認定こども園

播 磨 保 育 園



住 所 加古郡播磨町東本荘1丁目13番7号
電話番号 (079) 437-8165
ファックス (079) 437-8335

認 可 年 昭和41年
施 設 長 高島 経子
定 員 271名(教育15名・保育256名)

受入可能月齢 生後57日から
その他の保育サービスの状況 一時預かり事業、障害児保育、乳幼児子育て応援事業
職 員 構 成 保育士40名 調理師1名 栄養士1名 パート調理員6名
看護師1名 事務員1名(R7.4.1予定)

建物の構造 鉄骨造2階建 平成23年改築

敷地面積 2931.35㎡

建物延面積 1486.22㎡

保 育 時 間 〔保育標準時間〕 7:30~18:30

〔保育短時間〕 8:30~16:30 (延長保育:7:30~8:30、16:30~18:30)

〔教育標準時間〕 8:30~14:00

希望される場合は、7:30~8:30、14:00~18:00は一時預かり保育
〔幼稚園型〕 450円/1日

延 長 保 育 料 〔保育短時間〕 100円/30分

【保育目標】

- ・元気な子ども
- ・豊かな心をもつ子ども
- ・考える力をもつ子ども
- ・生きる力をもつ子ども

【一日の過ごし方】

【年間の行事予定】

7:30 順次登園 自由遊び	保育標準時間	延長 (一時預かり 幼稚園型)	4月 入園・進級式	
8:30 年齢別保育 11:30 昼食 自由遊び (昼寝) 年齢別保育 14:00 おやつ			教育標準時間	5月 保育参観、交通安全教室、食育実践講座(年5回)
15:00 自由遊び 順次降園 16:30		延長 (一時預かり 幼稚園型)		6月 運動会、歯科保健指導
18:00				7月 セタまつり、プール遊び
18:30 閉園				8月 プール遊び
		延長 利用不可		9月 個人懇談会、図書館見学
			10月 いもほり、給食参観、遠足	
	11月 なかよし音楽会、豆腐作り			
		12月 作品展、クリスマス会		
		1月 お正月遊び、みそ作り、消防署見学		
		2月 豆まき、生活発表会、保育参観		
		3月 ひなまつり、お別れ会、卒園・修了式		

③社会福祉法人 キューピット福祉会
幼保連携型認定こども園

キューピットこども園



住 所 加古郡播磨町北本荘6丁目9番11号
電話番号 (079) 435-2532
ファックス(079) 435-6866

認 可 年 平成29年
施 設 長 堀井 桂子
定 員 155名(教育15名・保育140名)

受入可能月齢 生後57日から

その他の保育サービスの状況 延長保育、世代間交流事業、乳幼児子育て応援事業

職 員 構 成 保育士21名 パート保育士5名 栄養士・調理師等4名 (R7.4.1 予定)

建 物 の 構 造 鉄筋2階建て 平成24年改築

敷 地 面 積 2117.00㎡

建 物 延 面 積 1076.81㎡

ホームページアドレス <http://www.c-hoikuen.com>

保 育 時 間 〔保育標準時間〕7:00~18:00 (延長保育:18:00~19:00)
〔保育短時間〕 8:30~16:30 (延長保育:7:00~8:30、16:30~18:00)
〔教育標準時間〕8:30~13:30

但し、やむを得ない場合は13:30~16:30は一時預かり保育
(幼稚園型:100円/1時間)を提供する。

延 長 保 育 料 〔保育標準時間〕3,000円/月〔保育短時間〕300円/日

【保育目標】

元気な子ども
明るい子ども
素直な子ども

【一日の過ごし方】

【年間の行事予定】

7:00 順次登園 (自由遊び)	保育標準時間	延長	不利用	4月 入園進級式、シニアクラブ交流会	
8:30 クラス別保育 11:30 昼食 自由遊び(昼寝) クラス別保育 おやつ 13:30		保育短時間	教育標準時間	5月 懇談会、交通安全教室	
15:00 順次降園 (自由遊び) 16:30				(幼稚園型) 一時預かり	6月 運動会
18:00					7月 七夕まつり 夏まつり
19:00 閉園		延長	利用不可	8月	
				9月 保育参観、ミュージックフェスティバル(4歳)	
				10月 ミュージックフェスティバル(3歳) マーチングフェスティバル(5歳)	
				11月 消防署見学 ダンスフェスティバル(5歳児)	
				12月 発表会(4歳) クリスマス会	
				1月 お正月遊び	
				2月 節分、発表会(5歳) シニアクラブ交流会	
				3月 ひなまつり、修了・卒園式	

④社会福祉法人 八重桜会
 幼保連携型認定こども園

播磨中央こども園

住所 加古郡播磨町南大中1丁目5番13号
 電話番号 (079) 435-2455
 ファックス (079) 435-2525

認可年 昭和52年(保育園)
 平成29年(幼保連携型認定こども園)

施設長 藤原文子
 定員 165名(教育15名・保育150名)

受入可能月齢 生後57日から

その他の保育サービスの状況 世代間交流、病後児保育、障害児保育、乳幼児子育て応援、一時預かり保育

職員構成 保育教諭12名 パート保育教諭15名
 保育補助1名 栄養士兼調理員3名
 看護師3名 事務員1名(R7.4.1 予定)

建物の構造 鉄筋2階建て 平成18年建替

敷地面積 1735.99㎡

建物延面積 1175.62㎡

保育時間 [保育標準時間] 7:30~18:30

[保育短時間] 8:00~16:00 (延長保育: 7:30~8:00、16:00~18:30)

[教育標準時間] 9:00~16:00

希望される場合は、16:00~17:00 は一時預かり保育
 (幼稚園型: 100円/1時間) を提供する。

延長保育料 [保育短時間] 100円/時間

【一日の過ごし方】

【年間の行事予定】

7:30 順次登園 (自由遊び)	保育標準時間	延長	利用不可	4月 入園進級式、花見
8:00 8:30 年齢別保育 (おやつ)		保育短時間		教育標準時間
11:45 昼食 昼寝(0~2歳児) 自由遊び・おやつ			延長	
15:00 年齢別保育		延長		(幼稚園型) 一時預かり
16:00 順次降園 (異年齢児保育)	延長		延長	
17:00		延長		延長
18:30 閉園	延長		延長	
		延長		延長
	延長		延長	
		延長		延長
	延長		延長	
		延長		延長
	延長		延長	



【教育・保育目標】
 心身共に健やかな子ども
 ・人に迷惑をかけない子ども
 ・がまん強く、最後までやりぬく子ども
 ・ありがとう、ごめんなさいの言える子ども

⑤社会福祉法人 播磨福祉会
小規模保育園

パレット保育園

住所（地番） 加古郡播磨町東本荘1丁目13番28号
電話番号 (079) 451-7616
ファックス (079) 451-7617

認可年月 令和元年10月

施設長 高島 清佳

定員 19名

受入可能月齢 生後57日から

対象園児 0歳児から2歳児

職員構成 園長1名、保育士8名、パート保育士1名
(R7.4.1 予定)

建物の構造 軽量鉄骨造

敷地面積 337.86㎡

建物延面積 119.25㎡



【保育目標】

健康で明るい子ども

- ・つよい身体
- ・やさしい心
- ・やりぬく力

保育時間〔保育標準時間〕 7:30~18:30

〔保育短時間〕 8:30~16:30 (延長保育: 7:30~8:30, 16:30~18:30)

延長保育料〔保育短時間〕 100円/30分

【一日の過ごし方】

【年間の行事予定】

7:30 順次登園 (自由遊び)	保育標準時間	延長	5月 こどもの日
8:30 年齢別保育		保育短時間	6月
11:30 昼食 自由遊び(昼寝) 異年齢児保育 おやつ			7月 七夕まつり、水遊び
15:00 順次降園			8月 交流保育、水遊び
16:30			9月 個人懇談会
			10月 プレクッキング(2歳児)、給食参観
18:30 閉園	延長	11月 音楽あそび発表会(2歳児)	
		12月 クリスマス会	
		1月 お正月遊び、保育参観(0、1歳児)	
		2月 豆まき、保育参観(2歳児)	
		3月 ひなまつり、作品展	

⑥社会福祉法人 和坂福祉会
小規模保育園

蓮池のちいさな保育園

住 所 加古郡播磨町西野添2丁目10番35号
(蓮池幼稚園園舎内)
電話番号 (080) 9943-8616

認可予定年月 令和6年4月

施設長 山根 美智子

定 員 18名

受入可能月齢 生後57日から

その他の保育サービスの状況 延長保育、世代間交流

職員構成 保育士5名 パート保育士3名

建物の構造 木造平屋建 平成12年建築

敷地面積 261.47㎡

建物延面積 97.2㎡

保育時間 〔保育標準時間〕 7:00~18:00 (延長保育:18:00~19:00)
〔保育短時間〕 8:30~16:30 (延長保育:7:00~8:30、16:30~18:00)

延長保育料 〔保育標準時間〕 18:00~19:00 500円/回 月の上限額3,000円
〔保育短時間〕 100円/30分



【保育目標】

遊びの中から体と心を育てる保育

- ・健康な子ども
- ・心豊かな子ども
- ・思いやりある子ども

【一日の過ごし方】

【年間の行事予定】

7:00 順次登園(自由遊び)	保育標準時間	延長	4月 入園式	
8:30 クラス別保育			保育短時間	5月 交通安全教室、スポーツフェス
11:30 昼食				7月 七夕まつり
自由遊び(昼寝) おやつ				10月 いもほり
15:00 順次降園	延長	延長	11月 親と子の集い	
16:00 (異年齢児保育)			12月 クリスマス会	
16:30	延長	延長	1月 新春お楽しみ会	
18:00			2月 節分ごっこ	
19:00 閉園	延長	延長	3月 卒園式	

⑦播磨町立

幼保連携型認定こども園

播磨西こども園



住所 加古郡播磨町北本荘4丁目5番25号
 電話番号 (079) 435-3265
 ファックス (079) 435-3313

認可年 令和5年
 園長 富山 智子(令和6年度)
 定員 140名(教育120名 保育20名)

受入可能年齢 3歳児から

その他の保育サービスの状況 障害児保育、未就園児子育て支援事業、一時預かり保育事業

職員構成 園長1名 副園長2名 保育教諭6名
 支援員8名 一時預かりスタッフ3名
 事務員1名 用務員1名(R7.4.1 予定)

建物の構造 鉄骨造1階建て 平成22年建替え

敷地面積 2,703.00㎡

建物延面積 730.20㎡

保育時間 [保育標準時間] 7:30~18:00 (土曜日は16:30まで)
 [保育短時間] 8:30~16:30 ※車送迎を希望の方は要相談
 [教育標準時間] 8:30~14:00

希望される場合は、教育時間終了後~16:30は一時預かり保育
 (幼稚園型: 300円/1日 ※長期休業中は 1,300円/1日)

【めざす幼児像】
 心豊かに いきいきと遊ぶ子
 ・豊かな心をもった子ども
 ・健康で体力のある子ども
 ・基本的生活習慣が身についている子ども

【一日の過ごし方】

【年間の主な行事予定】

7:30 順次登園 (異年齢児保育)	保育標準時間	不 利 可	4月 入園式・始業式、
8:30 クラス別保育		教 育 標 準 時 間	5月 PTA総会、防災引き渡し訓練
9:00 体操 自由遊び クラス別保育			6月 園外保育、交通安全教室、親子制作・親子体操
11:30 昼食 自由遊び(昼寝) おやつ			7月 セタまつり、水遊び・プール遊び、終業式
13:40 順次降園 (異年齢児保育)		(幼 稚 園 型)	8月 (教育部)夏季休業
16:30	9月 始業式		
18:00 閉園	不 利 可	10月 運動会、いもほり、遠足	
		一時預かり	11月 オープンスクール
			12月 音楽会、クリスマス会、(教育部)冬季休業
			1月 始業式、防災引き渡し訓練
			2月 豆まき、生活発表会
			3月 ひなまつり、お別れ遠足、卒園式・修了式

必要な物品等について（令和7年度予定）

* 保育施設、年齢等により必要な物品等は異なりますので、詳しくは保育施設に直接ご確認ください。

施設名	入園に必要なもの		入園してから必要なもの	
	物品等	金額の目安	物品等	金額の目安
幼保連携型認定こども園 蓮池こども園	スモック（3歳～）	4,700円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	ズボン（3歳～）	3,000円	主食費（3歳～）	1,000円/月
	Tシャツ（3歳～）	1,100円	副食費*（3歳～）	4,700円/月
	カラー帽子	1,100円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	教材（年齢により異なる）	840～3,115円	給食費（主食費含む）	5,700円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
		諸費	1,910～2,600円/月	
		日本スポーツ振興センター掛金	240円/月	
保育所型認定こども園 播磨保育園	スモック（3歳～）	5,600円	絵本	450円/月
	回転名札（3歳～）	250円	主食費（3歳～）	1,000円/月
	体操服（上下）（3歳～）	4,200円	副食費*（3歳～）	5,000円/月
	カラー帽子（2歳～）	1,180円	日本スポーツ振興センター掛金	240円/年
	教材（年齢により異なる）	1,040～6,000円		
幼保連携型認定こども園 キュービットこども園	制服（冬用）	4,800円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	カラー帽子	1,000円	主食費（3歳～）	1,000円/月
	体操服（上下）	3,000円	副食費*（3歳～）	5,000円～ 6,250円/月
	遊び着エプロン（1～2歳）	4,000円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	通園かばん（3歳～）	3,400円	給食費（主食費含む）	6,000円/月
	教材（年齢により異なる）	300～2,300円	施設利用者全員に必要なもの	
		絵本	400～500円/月	
		日本スポーツ振興センター掛金	240円/年	
幼保連携型認定こども園 播磨中央こども園	トレーナー（3歳～）	4,290円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	体操服（上下）（3歳～）	4,400円	主食費（保育：3歳～）	1,000円/月
	ぼうし（2歳～）	1,120円	副食費*（保育：3歳～）	5,000円/月
	通園リュック（2歳～） （希望者のみ）	4,000円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	教材（年齢により異なる）	340～2,260円程度	給食費（教育：主食費含む）	6,000円/月
			施設利用者全員に必要なもの	
		絵本	380～440円/月	
		日本スポーツ振興センター掛金	165円/年	
小規模保育園 パレット保育園	カラー帽子（2歳）	1,180円	絵本	420円/月
	ベッド専用パッド	2,200円	日本スポーツ振興センター掛金	240円/年
	教材（年齢により異なる）	800～2,950円		
小規模保育園 蓮池のちいさな保育園	カラー帽子	1,210円	諸費	1,250～3,050円/月
	教材（年齢により異なる）	840～2,050円	日本スポーツ復興センター掛金	240円/月

幼保連携型認定こども園 播磨西こども園	スモック(4・5歳)	3,500円	保育部分利用者のみ必要なもの	
	体操服(上下)(3歳～)	3,000円	給食費(主食費含む)	300円/食
	長袖体操服(3歳～)	1,850円	※土曜日 給食費	250円/食
	通園リュック	2,700円	教育部分利用者のみ必要なもの	
	カラー帽子	1,000円	給食費(主食費含む)	300円/食
	教材(年齢により異なる)	1,200～3,600円	施設利用者全員に必要なもの	
			諸費	約2,000円/月
		P T A入会金	300円	
		日本スポーツ振興センター掛金	200円/年	

※土曜日に保育施設を利用する場合、副食費として別途費用が必要な場合がありますので、施設にご確認ください。

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

● 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



● 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

● 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（*）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものと公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと
※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかつた場合を指します。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

(注1) 「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

(注2) 1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。